

○環境省令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第七号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

環境大臣 山本 公一

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

附 則

この省令は、平成二十九年一月二日から施行する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）（抄）

改 正 後 改 正 前

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条（略）

2 法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一〇七（略）

八 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第六十七条第一項の規定による指示に従つて採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ〇八（略）

ト *Neophocaena asiakorinensis*（スナメリ）

チ〇九（略）

九 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ〇九 *Erythrura gouldiae*（コキンチョウ）

ロ〇九 *Neochmia ruficauda ruficauda*（ネオクミア・ルフィカウダ・ルフィカウダ）

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条（略）

2 法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一〇七（略）

八 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第六十七条第一項の規定による指示に従つて採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ〇八（略）

ト *Neophocaena phocaenoides*（スナメリ）

チ〇九（略）

九 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であつて繁殖させたものの譲渡し等をする場合

（新規）

（新規）

- ハ *Polytelis alexandrae* (チンニョインコ)
- ニ *Polytelis anthopeplus monarchoides* (ポリユテリス・アントハ
プルス・モナルコイデス)
- ホ *Polytelis swainsonii* (ヒカヅキインコ)
- ヘ *Chincheilla* 属 (チンチラ属) 全種
- ト *Lophophorus impejanus* (ニジギジ)
- チ *Lophura swinhoii* (サンケイ)
- リ *Syrnaticus ellioti* (カラヤマドリ)
- ズ *Syrnaticus mikado* (ヒカドキジ)
- ル *Struthio camelus* (ダチョウ)
- ク 令別表第二の表二の第二の(1)、(2)、(4)、(7)から(9)まで、(Ⅲ)か
ら(Ⅾ)まで又は(ⅱ)に掲げる種

3 (略)

- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- イ *Chincheilla* 属 (チンチラ属) 全種
- ロ *Lophophorus impejanus* (ニジギジ)
- ハ *Lophura swinhoii* (サンケイ)
- ニ *Syrnaticus ellioti* (カラヤマドリ)
- ホ *Syrnaticus mikado* (ヒカドキジ)
- ヘ *Struthio camelus* (ダチョウ)
- ト 令別表第二の表二の第二の(1)、(2)、(4)、(7)から(9)まで、(Ⅲ)か
ら(Ⅾ)まで又は(ⅱ)に掲げる種

3 (略)